

各事業所において必要な手続きについて（3月分利用状況の確認）

- ◎ 今般の新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休校に伴い、放課後等デイサービスの利用が増加した利用児童について、利用者負担額の一部が国の補助金により免除されることとなりました。
- ◎ つきましては、下記手順により、利用者負担免除額の算出を行うとともに、各請求先市町村に対し、対象児童へのサービス提供内容について別添報告書によりご報告をお願いいたします。

【1.免除額の算出・サービス提供内容の報告書の作成】

県障害福祉課のホームページより、『臨時休校に伴う放課後等デイサービス提供内容報告書』（別添 4-1,4-2）のエクセルファイルをダウンロードし、対象児童に対する3月のサービス提供内容（利用した日数など）を入力してください。

（※提供内容を入力すると自動で免除額が算出されます。）

【報告書のダウンロード先】

<http://www.pref.nara.jp/item/225814.htm#moduleid96684>

奈良県トップページ → 県の組織 → 福祉医療部 → 障害福祉課

→ 障害福祉サービス等及び障害児通所・入所支援事業者の方へ → 最新情報

【2.令和2年3月分の国保連合会への請求】

全ての利用児童分について、臨時休校に伴う増額分も含めて通常どおりの利用者負担額を算出し、通常どおりの手続きにより国保連合会へ請求してください。

※上限額管理対象児童の場合※

各事業所は、上限管理事業者へ下記 A と B の2種類の様式を提出してください。

- A. 別添 4-2 の①の額を記載した「利用者負担額一覧表(様式 3)」※通常どおりの手続き（臨時休校に伴う増額分も含めた総費用額と利用者負担額を記載したもの）
- B. 別添 4-2 の b の額を記載した「3月分利用者負担額計算シート（別添 5）」

【上限管理事業者】

A と B の様式を各事業者から提出してもらい、必要箇所を入力の上、上限額管理結果通知の際に、別添 5 のシートの内容も併せて各事業所へ報告してください。

【3. 令和2年3月分の利用料の徴収】

上記1の報告書において算出した結果、

- ◎利用者負担額の免除額が発生する利用児童分については、当該免除額を3月分利用料から差し引いて、利用者へ請求してください。（別添4-2の⑤または⑦の額を請求）
- ◎利用者負担額の免除額が発生しない利用児童分については、通常どりの手続きにより算出された利用者負担額を3月分利用料として利用者へ請求してください。

【4.提供内容報告書の提出と、不足額の請求】

- ◎上記1の報告書（別添4-1,4-2）は後日、各請求先市町村へ提出が必要です。
- ◎不足額（別添4-2の④または⑥の額）が発生する場合については、後日、各請求先市町村へ請求書を提出してください。

※報告書の提出方法と、各市町村への不足額の請求方法については、後日、別途ご案内します。